

平成30年12月14日（金曜日）

第4回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

平成30年第4回松島町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（13名）

1番	杉原 崇 君	2番	櫻井 靖 君
4番	赤間 幸夫 君	5番	高橋 利典 君
6番	片山 正弘 君	7番	澁谷 秀夫 君
8番	今野 章 君	9番	太齋 雅一 君
10番	後藤 良郎 君	11番	菅野 良雄 君
12番	高橋 幸彦 君	13番	色川 晴夫 君
14番	阿部 幸夫 君		

欠席議員（1名）

3番	緑山市朗 君
----	--------

説明のため出席した者

町 長	櫻井 公一 君
副 町 長	熊谷 清一 君
総務課 長	千葉 繁雄 君
財務課 長	佐藤 進 君
企画調整課 長	佐々木 敏正 君
町民福祉課 長	太田 雄 君
健康長寿課 長	児玉 藤子 君
産業観光課 長	安土 哲 君
建設課 長	赤間 春夫 君
会計管理者兼会計課 長	鷹平 義弘 君
水道事業所 長	岩渕 茂樹 君
危機管理 監	蜂谷 文也 君
子育て支援対策 監	本間 澄江 君
総務課総務管理班 長	櫻井 和也 君
教 育 長	内海 俊行 君

教 育 次 長	三 浦 敏 君
教 育 課 長	赤 間 隆 之 君
選挙管理委員会事務局長	伊 藤 政 宏 君
代 表 監 査 委 員	丹 野 和 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 千 葉 義 行 主 査 清 水 啓 貴

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日 (金曜日) 午前 1 0 時 0 0 分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

1 2 月 1 4 日 から 1 2 月 1 9 日 まで 6 日 間

〃 第 3 諸般の報告

〃 第 4 常任委員会所管事務調査の報告について

〃 第 5 議員提案第 3 号 松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 6 報告第 8 号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

〃 第 7 議案第 8 1 号 松島町条例の形式を左横書きにする条例の制定について (提案説明)

〃 第 8 議案第 8 2 号 松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 9 議案第 8 3 号 職員の給与に関する条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 1 0 議案第 8 4 号 松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 1 1 議案第 8 5 号 松島町自転車等駐車場条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 1 2 議案第 8 6 号 指定管理者の指定について (提案説明)

〃 第 1 3 議案第 8 7 号 工事委託に関する協定の締結について (提案説明)

【仙石線高城町・手樽間第 2 磯崎踏切拡幅工事委託に関する協定】

- 〃 第 1 4 議案第 8 8 号 工事委託に関する変更協定の締結について (提案説明)
【町排水区雨水管渠増築工事】
 - 〃 第 1 5 議案第 8 9 号 工事請負契約の締結について (提案説明)
【磯崎排水区雨水管渠築造工事】
 - 〃 第 1 6 議案第 9 0 号 工事請負契約の締結について (提案説明)
【高城浜排水区雨水管渠築造工事】
 - 〃 第 1 7 議案第 9 1 号 平成 3 0 年度松島町一般会計補正予算 (第 4 号) について (提案説明)
 - 〃 第 1 8 議案第 9 2 号 平成 3 0 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について (提案説明)
 - 〃 第 1 9 議案第 9 3 号 平成 3 0 年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について (提案説明)
 - 〃 第 2 0 議案第 9 4 号 平成 3 0 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算 (第 2 号) について (提案説明)
 - 〃 第 2 1 議案第 9 5 号 平成 3 0 年度松島町下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) について (提案説明)
 - 〃 第 2 2 議案第 9 6 号 平成 3 0 年度松島町下水道事業会計補正予算 (第 2 号) について (提案説明)
 - 〃 第 2 3 議案第 9 7 号 松島町監査委員の選任につき同意を求めることについて
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（阿部幸夫君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第4回松島町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせいたします。―――さん外1名でございます。

3番緑山市朗議員、入院治療のため本日欠席する旨の届けがありましたのでお知らせいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、4番赤間幸夫議員、5番高橋利典議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（阿部幸夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの6日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月19日までの6日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（阿部幸夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より、挨拶と行政報告をお願いします。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 改めまして、おはようございます。

本日、第4回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただき、まことにありがとうございます。

さて、本日提案いたします議案は、報告事項が1件、条例の制定等が5件、その他の議案が5件、平成30年度補正予算が6件、人事案件が1件でございます。後ほど提案理由を説明さ

させていただきますので、よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております平成30年9月7日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。9月7日に第3回松島町議会定例会を招集し、25日までの会期において松島町都市計画マスタープランの策定、補正予算及び各種会計決算認定等についてご審議いただき、ご承認をいただきました。

9月17日には、文化観光交流館において第61回松島町敬老会が開催され、町内在住の77歳以上の2,591人の方をお祝いしました。

9月30日には、文化観光交流館において第26回松島音楽愛好会ジョイントコンサートが開催されました。今回は7団体による弦楽、コーラス、吹奏楽などの演奏が行われ、芸術の秋と呼ぶにふさわしい演奏会となりました。

10月7日には、毎年恒例となっております第42回松島ハーフマラソン大会が開催され、約5,000人のランナーが秋晴れの松島を走り抜けました。沿道に集まった観客からは暖かい声援が送られ、ランナーの皆さんにはカキ鍋が振る舞われました。

11月2日は、第12回全国善意通訳の集い松島大会が開催され、全国から約200人が参加しました。東北で初の開催となった今大会は、松島善意通訳者の会を中心に宮城県、盛岡、平泉、松島の善意通訳組織の連携により運営され、東北の善意通訳の組織団体の連携がより強固なものとなりました。

11月4日には、松島町防災の日にあわせ、総合防災訓練を実施いたしました。防災訓練は町に記録的短時間大雨情報や土砂災害警戒情報が発表され、吉田川の増水に伴う大規模災害を想定したもので、各地区において避難訓練、避難所開設訓練、防災マップを活用した避難行動、要支援者の安否確認方法の訓練が行われました。野外活動センター円形広場での総合訓練では、災害対策本部の運営訓練を実施した後、水防訓練、倒壊家屋等救出訓練、排水訓練等が行われ、防災の重要性を再認識いたしました。

11月5日には、石田沢防災センターにおいて第5回松島ブランド認定証交付式が行われました。今回、特産品部門では4品目、観光部門では3つの観光プログラムが認定され、今年度末に認定期間満了を迎える8社、8品の特産部門、2社2つのプログラムの観光部門の更新認定も行われました。

11月19日には、渡辺復興大臣が松島町を訪れ、松島海岸駅等を視察しました。復興大臣に

大震災の被害状況や国道45号の歩道拡幅事業、6月に開催された瑞巖寺改修記念行事などを説明し、中央広場では大震災の犠牲となった方々を追悼し、黙禱を捧げました。また、松島海岸駅ホームでは、駅舎を初めとした周辺整備事業について説明を行い、日本三景松島における復興の現状を肌で感じていただきました。

12月4日には、交通死亡事故ゼロ2000日が達成されたことから、宮城県警察本部長から褒状をいただきました。ひとえに交通安全にかかわる各団体の方々のお力添えと、さらには町民の意識があって達成できたものであり、これを継続していきたいと真に願っております。

次に、要望等でございますが、11月7日に宮城県知事及び宮城県議会議長並びに東北地方整備局に対し、江合、鳴瀬、吉田川水系改修促進に関する要望ほか7件につきまして要望書の提出を行っております。

このほかの諸報告は記載をもって説明にかえさせていただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 議長の諸報告は印刷してお手元に配付しております。概要だけ申し上げたいと思います。

1. 出納検査・監査の報告についてであります。9月26日、10月20日、11月20日の例月現金出納検査の報告をいただいております。また、11月21日から29日までの平成30年度の定期監査の報告もいただいております。監査委員のお二方、大変ご苦労さまでございました。

2. 請願・陳情・意見書等の受理については、記載のとおり6件の陳情書の提出がありました。

3. 請願・陳情・意見書等の処理についてはありませんでした。

4. 国、県に対する要望であります。11月7日、江合、鳴瀬、吉田川水系改修に関する要望、11月21日に国道346号並びに主要地方道仙台松島線の整備促進に関する要望を関係機関とともに宮城県知事等に行っております。

5. 行政視察であります。10月15日、宮城県美里町議会行財政議会活性化調査特別委員会、10月29日、大垣市市議会建設環境委員会、11月14日に倉敷市市議会、倉敷希望の会がそれぞれ行政視察で来町しております。

5. 会議等であります。9月7日の平成30年第3回議会定例会を初め総件数77件の各種会議、行事、委員会等がございました。詳細は記載のとおりであります。

6. 議会だより発行です。11月1日に「まつしま議会だより」第136号が発行されております。広報広聴常任委員会広報分科会の皆さん、大変ご苦労さまでございました。

7. 委員会調査についてであります。10月11日、広報広聴常任委員会広報分科会が議会だよりの編集等について埼玉県滑川町議会を視察調査をしております。10月22日から23日議会運営委員会が議会活性化に伴う調査のため、秋田県五城目町及びにかほ市において視察調査をしております。また、教育民生常任委員会、広報広聴常任委員会の各分科会で記載のとおり調査等のため委員会を開催しております。内容は記載のとおりでございます。

8. 議員、委員派遣についてであります。平成30年度議会報告会を平成30年10月13日から11月20日まで3班体制で各行政区で行っております。内容等については、議会報告について議会に対する意見、要望等、記載のとおりであります。議員の派遣については、7件の視察研修等に各議員延べ26名を派遣しております。詳細は記載のとおりであります。

一般会議の開催についてであります。平成30年9月25日行政区長さんと議会活動と役割についての報告、説明とともに議会への要望等について意見交換会を行っております。また、11月26日には利府・松島商工会役員会の皆さんと商工会活動等について意見交換を行っております。内容は記載のとおりであります。

以上で、議長の諸報告を終わります。

次に、一部事務組合の報告に入ります。

報告につきましては、お手元に配付いたしました一部事務組合議会議員の報告書配付により、一部事務組合議会の報告とさせていただきます。

なお、9月定例会以降に開催されました一部事務組合議会会議については、宮城東部衛生処理組合議会、塩釜地区消防事務組合議会であります。

以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

日程第4 常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（阿部幸夫君） 日程第4、常任委員会の所管事務調査報告についてを議題といたします。

教育民生常任委員会から幼児教育の環境整備について報告を求めます。澁谷秀夫委員長。

○7番（澁谷秀夫君） おはようございます。

教育民生常任委員会より所管事務調査について報告をさせていただきます。

調査事件は、幼児教育の環境整備についてであります。

調査期日・場所は、平成30年4月4日水曜日、301会議室ほか記載のとおりでございます。

出席委員は、常任委員会委員7名でございます。

調査の概要について申し上げます。

本町では、直面している保育施設の老朽化や保育士不足を解決するために、既存保育所の集約と新たな保育所を新築・再編する考えを明らかにした。また、就労の多様化などによって未満児の入所希望がふえ、待機児童が発生していることも保育環境整備促進の理由と考えられ、当常任委員会では町が進めようとしている幼児教育と保育環境の整備が松島町子ども・子育て支援事業の中で早急に取り組まなければならない喫緊の課題と捉え、調査することとした。

調査としては、本町におけるこれからの保育所のあり方に対する取り組み方針の聞き取り調査から始まり、次に、県内外の優れた幼児保育施設の現地調査を実施した。その後、再度、町当局と意見交換を行い、委員会で協議し、調査をまとめることとした。

次ページをお開きください。

調査の内容でございます。松島町の今後の保育所のあり方について町当局への聞き取りであります。高城保育所を初め、本町の保育施設は老朽化が進んでいる。平成30年度の施政方針どおり、平成32年度までに高城保育所を改築し、松島保育所、磯崎保育所、高城保育所分園は集約し、新築された施設の中で運営していく考えである。なお、新築の保育所については、民間の参入も視野に入れて検討する考えである。

先進地視察。

川崎町 町立かわさきこども園。

かわさきこども園は川崎保育所、今宿保育所、川崎幼稚園を統合し、幼稚園と保育所のよいところを1つにし、幼児期の教育や保育を総合的に行う幼保連携型認定こども園として平成22年4月に開園した。

こども園では、病後児保育も実施しているほか、併設している子育て支援センターでは乳幼児を対象に子育て親子の交流の場の提供や講習会の開催、こども園に入園していない児童の一時預かり保育も実施している。

かわさきこども園は、施設全体がゆったりとしており、開放感にあふれた建物となっている。施設内では保育士の動きが明るく伸びやかで活力がみなぎっており、そのエネルギーが園児たちにも伝わっている。川崎町では、待機児童ゼロ対策としての幼保一元化の考え方が浮上してから、実質3年間で認定こども園の運用開始までこぎつけた熱心な取り組み姿勢に感心させられると同時に、本町の取り組みについても大いに期待したい。

丸森町 丸森たんぼぼこども園。

丸森たんぼぼこども園は平成24年に認可保育園として開園し、平成25年4月からは保育園

に幼稚園機能を備えた保育型認定こども園として開始された。設置主体は社会福祉法人丸森町社会福祉協議会となっている。丸森町は人口規模や少子化が進行する一方で、共働き世帯の増加、就労形態の多様化など、保育を取り巻く環境が変化している中で、保育サービスの充実に力を入れている。設置主体が民間であるため、国、県の運営負担金を充当することができる。また、直接大学等に赴き、保育所の募集を行うなどの積極性が見受けられる。

香川県綾川町 町立昭和認定こども園。

昭和認定こども園は、平成25年に綾川町の昭和北保育所と昭和南保育所が統合されてできたこども園である。統合の理由は入所児の減少と昭和南保育所の老朽化であり、建てかえするに当たり新保育所が建設されたものである。

2つの保育所が統合されたことで職員は保育現場のことはわかるが、幼稚園経験者が少なく、縦割り行政の中で厚労省と文科省での提出書類や指導の違いに戸惑いがあるのではないと考え、保育所型を選択している。

昭和認定こども園は、広い園庭とバリアフリーの平屋建て3棟からなる、木のぬくもりを感じる保育室、フローリングの広い廊下、明るいトイレ、交流ができるわくわくの部屋やプレイスペースもある。また、乳児保育室や一時預かり保育室、子育て支援センターには床暖房も完備されている。

このこども園は、香川県で唯一の公立認定こども園である。待機児童はなく、特徴的なこととしては、国際化に向けて英語あそびを行っている。保育士の確保については施設のよさをロコミでアピールし、OBも積極的に関与を行い確保している。

兵庫県福崎町 町立田原幼児園・私立サルビアこども園。

福崎町では、平成15年度に保育所の老朽化により建てかえの検討を開始、その後全ての児童は平等に就学前教育・保育が受けられるように幼保一体型施設の整備、運営を進めた。保護者、職員、地元代表者による検討会を重ね、平成21年度に福崎保育所、福崎南保育所を統合し、福崎幼稚園と一体化した福崎幼児園を開園し、その後、田原幼児園、八千種幼児園、高岡幼児園を順次設置を行い、平成27年4月、幼保一体型施設から認定こども園へ移行した。また、社会福祉法人が運営する姫学こども園、サルビアこども園も始まり、公立とは違った私立ならではの教育が受けられる施設もふえ、選択の幅が広がった。

平成24年に開設された田原幼児園は、幼稚園の施設を残し、隣接して保育所を増設したため、施設全体が幅広い建物となっている。園庭はもちろんのこと、駐車場も広く、隣にはグラウンドもあり、さまざまな行事にも対応できるようになっている。

平成26年に改築した社会福祉法人サルビア会が運営するサルビアこども園は、敷地が狭いため2階建ての建物となっている。その分、園庭を確保することができ、遊具類も豊富に設けられていた。

6. まとめ。

松島町では、近年幼児保育施設の老朽化や保育士不足など、早期の解決策が望まれている。特に未満児の入所がふえ、今年度は待機児童が発生している状況であり、町より既存保育所の集約と新たな保育所の新設計画が示された。

そのことを受け、当委員会では、幼児教育の環境整備について長当局より3回にわたり聞き取りと県内2カ所、県外2カ所の先進地視察を実施し、協議を行った。その結果、下記について提案するものである。

平成32年4月を目標に、既存保育所の集約と新たな保育所の新設を行う計画であるが、一時的な対策ではなく、将来を見据えた既存施設の改築及び新設を強く望む。

保育所の集約については、地域の保育所という認識があると思われることから、保育対象の保護者のみならず、地域の人たちに対しても時間をかけ説明をし、十分な理解を得ることを望む。

保育施設を改築・新築する際には、ゆとりある設計とし、園庭・駐車場も広く、さまざまな行事に対応できる松島らしい特色のある施設を望む。

気持ちよく働ける施設であることが、職員確保につながっていくものと考えられるため、施設をつくる時は現場職員の意見を十分に取り入れるべきである。

民間保育所を新設する場合は、対象事業者と保育サービスの充実につながるよう十分協議をされることを望む。

既存保育所改築及び保育所新設に係る進捗状況については、議会、保護者等へ速やかに情報提供を行うべきである。

子供たちのためにどうあるべきかを基本に、幼児教育・幼児保育の課題に取り組んでいかなければならない。子供の発達、興味に応じた遊びができるように環境を工夫し、家庭との連携も深めながら、子供一人一人が笑顔で充実した生活ができるように一層努めていただきたい。

以上で報告を終わります。ご清聴ありがとうございます。

○議長（阿部幸夫君） ただいま報告が終わりました。

報告について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で、教育民生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

日程第5 議員提案第3号 松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第5、議員提案第3号松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） それでは、松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について提出理由の説明を申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、民間における賃金の引き上げを図る動きを反映して、民間給与が国家公務員給与を上回りました。また、特別給与についても民間事業所における好調な支給状況を反映して、民間が公務を上回ったことから、人事院勧告は国家公務員の月例給、ボーナスともに4年連続の引き上げ勧告となっております。

このような社会情勢に鑑み、国の支給率に準じて松島町議会議員の期末手当を0.1月分引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（阿部幸夫君） 議案についての提出者からの説明が終わりました。

日程第6 報告第8号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

○議長（阿部幸夫君） 日程第6、報告第8号和解及び損害賠償の額の専決処分の報告についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第8号和解及び損害賠償の額の専決処分についてご報告を申し上げます。

平成30年10月12日午後5時ごろ、松島町高城字—————地内において、デイサービス利用者を降車させるため、利用者敷地内を後退したところ、後方確認が不十分だったことから、敷地内の大型オートバイに接触し転倒させたことに伴い、オートバイ右側部分が損傷しました。

これに関して車両修理費として相手方に対し、損害賠償額39万2,130円を支払うことで和解が成立し、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項として、平成30年11月29日専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○町長（櫻井公一君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、説明させていただきます。

まず、提案理由書にデイサービス利用者とありますが、利用者とは長松園デイサービスセンターの利用者でございます。また、損傷した車両につきましては、資料の1ページ、2ページに記載のとおり、カワサキ1400GTR ABS、排気量1,352ccの海外からの逆輸入車となっております。

資料に主な損傷箇所を記載しておりますが、今回、右フロントカウリングなど13カ所が損傷し、それらの部品交換を行ったものです。

なお、利用者送迎の業務につきましては、デイサービスセンター運営者の千賀ノ浦福祉会より松長園デイサービスセンター利用者送迎負担金として送迎に係る経費の支払いを受け行っているものです。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 報告について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第7 議案第81号 松島町条例の形式を左横書きにする条例の制定について

（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第7、議案第81号松島町条例の形式を横書きにする条例の制定について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第81号松島町条例の形式を左横書きにする条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、行政文書の大半が横書きであることに鑑み、全ての条例・規則等を左横書きに統一し、その記載について必要な事項を定めるため、制定するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○町長（櫻井公一君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、説明させていただきます。

条例に関する説明資料1ページをごらんください。

第1条は趣旨規定になります。

第2条は左横書きの措置でございますが、第1項は現在有効である全ての条例を左横書きに改めるもので、これにより過去に縦書きで制定した条例も横書きとして取り扱うことを規定しております。

第2項は左横書きにするに当たり必要な事項を定めるものです。

第1号は文字の書き出しの位置等の文字配置を現行条例に従うものとするものであり、第2号は漢数字を算用数字に改める場合に、例えば、「三居山一」などの固有名詞や数字的意味合いの薄い五十音字などのものは除くこととするものです。また、例に記載のとおり4桁以上の数字の表記は桁区切りとして桁を3位ごとにコンマで区切り、小数点以下の数字にはピリオドを使用することとするものです。第3号は、号の記載は数字を括弧で囲み、例に記載のとおり号に枝番を使う場合も枝番号を括弧で囲むこととするものです。

2ページをお開きください。

第4号は号を細分化する際には例に記載のとおりカタカナで五十音順に使用することとするものです。

第5号は別表及び様式についても左横書きの形式とするものです。

第3条は第2条各号に定めるほか、用事、用語やその他横書きにするに当たってはその内容を損なうことなく形式を改めることとするものです。

第4条は条例の規定を町及び教育委員会等の町の機関が定める規則や規定、その他の訓令、告示、公告に準用することを定めております。

附則ですが、条例の施行年月日を平成31年1月1日からとするものです。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第8 議案第82号 松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等
に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第8、議案82号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第82号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、平成31年度から学校教育への指導、助言を行う専門員を任用することに伴い、その報酬額を定めるため、当該条例を改正するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○町長（櫻井公一君） 赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） それでは、説明をいたします。

今回の松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、説明資料にも記載してありますとおり、町内小中学校における学校教育の振興と円滑な推進を図ることを目的として、教育指導専門員を配置するため、その報酬等を定める条例の改正となります。

今回、配置する教育指導専門員につきましては、各市町村共通の問題であります学校教育における教員の指導力不足、いじめや不登校など、年々増加するさまざまな問題について教育に関する豊富な経験と深い認識のあるものを指導員として配置し、松島の教育を発展させることを目的としております。

この教育指導専門員の主な職務につきましては、学習指導を行う上で教師が抱える問題や課題などの教育現場における指導・助言を行うこととし、特に全国学力・学習状況調査による本町の小中学校の結果を踏まえた教師の指導力向上や不登校児童・生徒の対応など、学校が直面する多くの事案について指導・助言を行います。

報酬額につきましては、月額22万円とし、勤務時間は9時から16時までの6時間を基本といたしますが、場合によりましては勤務時間の変更等もござります。定める報酬額につきましては、県内市町村で配置しております教育指導などの専門員の月額がおおよそ20万円から24万

円となっており、その職務内容につきましても教育全般の指導・助言となっており、本町が考える職務内容との大きな違いがないことなどから、県内市町村の金額を参考とし、あわせて松島町再任用制度におけます退職時課長級のものの給与額がフルタイムで月額27万4,000円、6時間の短縮時間勤務では月額21万2,000円となっており、学校長級の再任用、こちらにおきましても月額約23万円であることなどを参考にしております。また、職務内容を考慮した場合、報酬額がほかと比べて低い場合などにおきましては、他市町村や民間企業などへ人材が流れていってしまうということが想定されてしまいますので、よりよい人材を確保するためにも適正な価格として設定しておるところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第9 議案第83号 職員の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第9、議案83号職員の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第83号職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、平成30年8月10日に出された人事院の勧告に鑑み、一般職の職員等に支給する給料及び勤勉手当の引き上げ等に係る措置について、国の一般職員と同様の改正を行うものであります。

また、時間外勤務手当等に係る勤務1時間当たりの給与額の算出方法を労働基準法に準拠するよう改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○町長（櫻井公一君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 説明に入ります前に、資料に誤りがありましたので、訂正をお願いしたいと思います。

後ろから4枚目、ページでいいますと7ページ、新旧対照表の7ページになります。

改正条例の第2条関係の新旧対照表の右側、第18条第2項第2号の下線部分の箇所になりま

す。

読み上げますと、6月支給する場合においては100分の42.5、12月に支給する場合においては100分の4.5となっておりますが、4.5ではなく47.5に訂正方よろしくお願いいたします。大変申しわけありませんでした。

それでは、説明に入らせていただきます。

今回の改正につきましては、平成30年の人事院勧告を受けまして、職員の給与に関する条例の一部を改正し、人事院勧告に係る内容を実施するものでございます。

一番後ろの資料をごらんください。

今回の給与勧告は、民間企業の給与との格差を埋めるための俸給表の引き上げ、また、特別給についても民間事業所の支給状況を踏まえ0.05カ月分の引き上げが勧告されたもので、それを受け、国における一般職の職員の給与に関する法律が法案概要に記載のとおり月例給及び特別給が改正されたものでございます。

なお、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律は11月30日に公布されました。

提案理由書の次ページ、条例に関する説明資料をごらんください。

まず、改正条例の第1条でございますが、第18条勤勉手当支給率及び別表第1行政職給料表の改正であり、平成30年4月1日から適用するものでございます。

第18条は一般職及び再任用職員の平成30年12月の勤勉手当支給率を0.05月引き上げ、それぞれ0.95月、0.475月とするものでございます。

また、別表第1行政職給料表の改正ですが、議案書1ページから6ページにありますが、初任給については1,500円、若年層については1,000円程度、それ以外の中高年層では400円の引き上げを行うものです。

今回の月例給改正による全会計への影響額でございますが、年間で154万5,840円でございます。

説明資料2ページをお開きください。

改正条例第2条でございますが、勤務1時間当たりの給与額の算出方法、期末手当支給率、勤勉手当支給率の改正であり、平成31年4月1日から適用するものでございます。

第15条の勤務1時間当たりの給与額の算出方法に係る分母の年度の総勤務時間数は、これまで1週間当たりの勤務時間38.75時間に年度の週の数52を乗じて得た時間数を総勤務時間数としておりましたが、労働基準法の算出方法に準拠し、改正前の分母の総勤務時間数から国民

の祝日に関する法律による休日及び年末年始の休日を差し引いた時間に改めるものであります。

30年度を例にとりますと、改正前の算出方法による分母の総勤務時間数は2,015時間ですが、改正後は1,891時間となります。

次に、第17条は6月、12月の期末手当支給率について、一般職は1.3月に、再任用職員は0.725月に改めるものであります。

第18条は6月、12月の勤勉手当支給率について、一般職は0.925月、再任用職員は0.45月に改めるものです。

今回の改正により、年間の期末勤勉手当の支給率は0.05月引き上げとなり、一般職が4.4月から4.45月に、再任用職員が2.3月から2.35月となり、改正による全会計への影響額は年間で284万6,423円となります。なお、月例給と期末勤勉手当改正による全会計への影響額の総計は439万2,263円となります。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第10 議案第84号 松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第10、議案84号松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第84号松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○町長（櫻井公一君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 初めに、新旧対照表をごらんください。

右側の旧欄になります。第10条第3項第5号放課後児童支援員の資格要件の1つとして、学

校教育法の規定による大学において、社会福祉学など所定の過程をおさめて卒業した者を対象としております。

続いて、説明資料をごらんください。

平成31年4月1日より大学制度の中に専門職大学ができることになりました。それにより、大学同様に所定の過程をおさめて専門職大学の前期課程を修了した者を放課後児童支援員の資格要件に追加するものでございます。

なお、専門職大学の過程は4年一貫制のほか、4年の課程を前期2年または3年等、後期2年または1年に区分することが制度上可能となっております。また、前期課程の修了者は短期大学士相当の学位が授与されることとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

＝

日程第11 議案第85号 松島町自転車等駐車場条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第11、議案85号松島町自転車等駐車場条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第85号松島町自転車等駐車場条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、松島駅前駐輪場の改修に伴う改正であり、駐車車両区分、使用料等について所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○町長（櫻井公一君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、松島町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の条例改正につきましては、8月に議会全員協議会で説明させていただきました松島駅前駐輪場の1階部分を自動車駐車場、2階部分を自転車駐車場とし、普通自動車の駐車ができるように条例改正を行うものであります。

また、駐車料金について、普通自動車区分を加え、自転車の無料化及び原動機付自転車、普通自動二輪者の料金変更を行うものであります。

条例に関する説明資料をごらんください。

第2条であります。ここでは自転車等ということで、括弧内の第6条第1項の各号に挙げるものを追加し、文言の整理をしております。

第6条では、駐車場所であります。第1項第1号から第3号までは括弧内の自転車、原動機付自転車、普通自動二輪車を追加し、文言の整理をしております。

第1項第4号では、今回新規に普通自動車を追加しております。

第2項では、駐車区分と駐車できる車両を追加しております。

第7条及び第8条では、駐車場の「利用」を「使用」に改め、文言の整理をしております。

第9条では、駐車の拒否、第10条では禁止行為の規定を追加しております。

第11条、第12条、第13条第1項については、条ずれ及び「利用」、「使用」の文言整理であります。

次ページをお開き願います。

第13条第2項では、指定管理者の利用料金の支払いについて追加しております。

第13条第3項及び第14条につきましては、条ずれ及び「利用」、「使用」の文言の整理であります。

第15条につきましては、条ずれ及び文言の整理、第2項で駐車場内の天災、盗難、衝突等で町が責任を負わないことを追加しております。

第16条では放置自転車について警告、移動及び返還する場合の手数料について追加しております。

第17条では、指定管理者に駐車場を管理させる場合の読みかえ規定を追加しております。

第18条につきましては、規則への委任であります。条ずれによる条の変更であります。

附則第1項条例施行につきましては、平成31年4月1日となります。

附則第3項であります。放置自転車を返還する場合の保管手数料追加に伴い、手数料条例別表のその他の事務の部に自転車保管手数料を追加しております。

新旧対照表をごらんください。

第6条駐車できる自転車等、第1項第4号で普通自動車を追加しております。また、第2項で駐車場所を追加しております。

第9条では駐車の拒否の規定を追加しております。

第10条では禁止行為の規定を追加しております。

第16条では放置自転車に対する措置の規定を追加しております。

第17条では指定管理者に駐車を管理させる場合の読みかえ規定を追加しております。

最後に別表ですが、駐車の使用料です。原動機付自転車及び普通自動二輪車は、1カ月600円、1日100円です。普通自動車は1カ月5,500円、1日300円です。自転車は無料となります。

また、手数料条例について、一番下段になりますが、自転車保管手数料を追加しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

＝

日程第12 議案第86号 指定管理者の指定について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第12、議案86号指定管理者の指定について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第86号指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

松島町児童館及び留守家庭児童学級条例に基づき指定管理者を募集したところ、2団体からの申し込みがあり、町の選定委員会においてそれぞれの団体から提出された事業計画書等に対するヒアリングを行い審議した結果、県内の類似事業での実績や関連団体との事業連携などが高く評価でき、指定管理者として効果的かつ効率的な施設の管理運営と町の子育て支援施策のさらなる向上が望めると判断し、特定非営利活動法人虹の架け橋を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定の期間につきましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間としております。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○町長（櫻井公一君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） それでは、資料に基づきまして説明を申し上げます。

松島町児童館及び留守家庭児童学級指定管理者選定の概要についてです。

初めに、1. 主な取り組みの経過でございます。

9月20日と9月25日に議会に対し児童館等指定管理の概要説明などを行いました。

次に、10月3日の指定管理者の募集開始から11月20日までの選定委員会の開催までの一連の経過を記載しております。

2. 指定管理の概要でございます。

指定管理者が行う業務の範囲は、松島町児童館を初め4項目です。

また、指定管理期間は5年間となっております。

3. 指定管理者の候補者の概要でございます。

特定非営利活動法人虹の架け橋は、主に子育て支援を中心に活動する法人で、現在、富谷市の業務委託を受け、3カ所の放課後児童クラブの運営を行っております。

4. 公募の概要です。

10月3日から指定管理者の募集をして、11月14日まで申請の受付を行いました。

次のページに移ります。

説明会では3団体の参加でしたが、最終的に2団体からの申請がありました。

5. 指定管理者選定委員会の概要になります。

11月20日に選定委員会を開催しました。評価方法は、項目ごとに配点を定め、申請団体ごとに委員12人が採点し、集計を行いました。

選定基準は合計点数の最も高い申請団体を第一候補者としますが、最低基準点を2,400点満点の6割、1,440点に設定して、その基準点を上回ることを選定条件としました。

選定の結果、特定非営利活動法人虹の架け橋を第一候補者として決定しました。

6. 特定非営利活動法人虹の架け橋の企画提案の概要です。

提案のありました内容から主なものを抜粋して記載しております。

まず、1. 運営理念、基本方針ですが、子供の最善の利益を考慮し、学校や地域、そして保護者と連携して事業を進める思いが述べられております。

次に、2. 主な提案事項として、関連団体との協働、町事業との連携、従事職員の育成の3項目を挙げております。

なお、①の関連団体との協働で記載しておりますが、グループ法人の学校法人曾根学園は、仙台市内で保育専門学校を1校、保育所を1カ所及び幼稚園を1カ所運営しております。

次のページに移ります。

3. 職員体制。

予定職員数は15人です。

次に、(4) 指定管理業務に要する指定管理料提示金額は、単年度提示額は3,300万円、5年間で1億6,500万円で町の予定限度額と同額でございました。

次、5ページに移ります。

選定委員会での審査基準及び採点表となっております。

6ページに移ります。

指定管理料算定比較表になっておりまして、右表の想定指定管理料は左表の実績をもとに算出しております。

7ページが募集要項の抜粋、そして最後に9ページが仕様書の抜粋となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ここで休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

休憩に入ります。再開を11時15分といたします。

午前11時01分 休 憩

午前11時15分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

日程第13 議案第87号 工事委託に関する協定の締結について（提案説明）【仙石線高城町・手樽間第2磯崎踏切拡幅工事委託に関する協定】

○議長（阿部幸夫君） 日程第13、議案87号工事委託に関する協定の締結について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第87号工事委託に関する協定の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事委託に関する協定の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業の避難道路整備に係る仙石線高城町・手樽間第2磯崎踏切拡幅工事を東日本旅客鉄道株式会社仙台

支社と工事委託協定を締結するものであり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○町長（櫻井公一君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、仙石線高城町・手樽間第2磯崎踏切拡幅工事委託に関する協定の締結につきまして説明させていただきます。

第2磯崎踏切につきましては、高城町駅から石巻側に約200メートルの地点にある白萩団地入口のところにある踏切でございます。

資料の1ページ目をお開き願います。

第2磯崎踏切拡幅の全体工程であります。

第2磯崎踏切拡幅につきましては、現在の踏切を仙台側に拡幅するものですが、拡幅部分に水路がありますので、水路改修を行い、踏切拡幅を行うものであります。

上段青線部分の水路改修につきましては、今年度6月議会で協定締結の議決をいただき、平成31年9月完成に向け実施中でありまして、赤線部分が今回協定の踏切拡幅工事となります。平成30年度、平成31年度の2カ年債務により実施するものでありますが、今年度は踏切設計、積算、工事契約及び準備工を行う計画であり、本格的な工事着手は平成31年8月となります。

また、一番下段の黄色線ですが、踏切通行どめ期間であり、平成31年9月から平成32年1月末まで通行どめを予定しております。

資料の2ページ目をお開き願います。

踏切拡幅の計画概要図であります。踏切につきましては白萩団地の入り口のところにある踏切ですが、図面左が高城町駅方面、図面右が美映の丘方面、図面上が高城方面、図面下が磯崎方面となっております。

踏切の拡幅につきましては、現況幅が5.0メートルの踏切を車道6メートル、歩道3.3メートル、合計で9.3メートルの踏切に拡幅を行います。仙台側に拡幅を行います。赤で着色している箇所が今回協定分の踏切拡幅部分であります。

青で着色している部分につきましては、6月協定の水路改修箇所であります。

右下の断面図をごらんください。

赤着色箇所が拡幅箇所ですが、踏切形状は平成29年度に拡幅しました高城町駅仙台

側の磯崎踏切と同様の大きさになります。工事内容としましては、線路、踏切ブロックなどの軌道工事、電柱、電力線などの電力設備工事、遮断機、警報機、障害物検知装置、信号通信ケーブルなどの信号通信設備工事であります。また、踏切周辺のレール及びレール基礎などの修繕も行います。

協定額は1億5,109万2,000円、平成30年度の分の支出につきましては0円となっております。平成31年度分が全額の1億5,109万2,000円であります。

協定の相手方につきましては、仙台市青葉区五橋1丁目1番1号 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社であります。

工期につきましては、平成32年3月末であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

＝

日程第14 議案第88号 工事請負契約の締結について（提案説明）【町排水区雨水管渠増築工事】

○議長（阿部幸夫君） 日程第14、議案88号工事委託に関する協定の締結について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第88号工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する町排水区雨水管渠築造工事に関するものであり、去る11月8日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、施工延長206メートルの雨水管渠築造工を行うものであります。

工期は平成31年3月29日であります。平成31年度に繰り越す予定であります。

なお、詳細につきましては水道事業所長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○町長（櫻井公一君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） それでは、議案第88号工事請負契約の締結につきまして、資料に基づきご説明をさせていただきます。

資料の1ページ、A3の横の資料をお開きいただきたいと思います。

右上段に位置図、左中段に平面図がございますが、赤で着色している部分が今回の施工箇所であり、現在、東日本復興交付金事業にて高城字西柳地内で進めております西柳雨水ポンプ場への雨水管渠の整備工事でございます。

工事の概要といたしましては、左上段に記載しておりますが、雨水管渠築造工として本管推進工が延長206メートル、推進工に付随する立坑及びマンホール工が各3基となり、全体延長としましては206メートルを施工するものでございます。

図面の右下段になります、位置図の下になります、今回の工事の標準横断図となりますが、左側が町道高城・桜渡戸線の区間であり、右側は町道西柳線の区間であり、600ミリ及び700ミリの鉄筋コンクリート管を布設するものでございます。

2ページをお開き願います。

入札結果であります、入札方法は条件付一般競争入札を行ったものであります。

公募したところ、4社から申し込みがあり、第1回目の入札において予定価格に達したので、株式会社松村組東北支店を請負契約予定者としたものでございます。

また、仮契約につきましては、11月14日に締結しております。

なお、工期につきましては、平成31年3月29日までであります、平成31年度に繰り越す予定となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第15 議案第89号 工事請負契約の締結について（提案説明）【磯崎排水区
雨水管渠築造工事】

○議長（阿部幸夫君） 日程第15、議案89号工事委託に関する協定の締結について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第89号工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する磯崎排水区雨水管渠築造工事に関するものであり、去る11月8日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及

び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、施工延長102メートルの雨水管渠築造工を行うものであります。工期は平成31年3月29日であります。平成31年度に繰り越す予定であります。

なお、詳細につきましては水道事業所長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○町長（櫻井公一君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） それでは、議案第89号工事請負契約の締結につきまして、資料に基づき説明させていただきます。

資料の1ページ、A3横の資料をお開き願います。

右上段に位置図、左中段に平面図がございますが、赤で着色している部分が今回の施工箇所であり、現在、東日本復興交付金事業にて磯崎字長田地内で進めております磯崎第2雨水ポンプ場への雨水管渠の整備工事でございます。

工事の概要といたしましては、左上段に記載しておりますが、雨水管渠築造工として県道部につきましては推進工が延長47メートル、推進工に付随する立坑及びマンホール工が各2基となります。

次に、町道部につきましては、ボックスカルバート工が延長39メートル、マンホール工が2基、既設水路底部調整工が延長16メートルとなり、全体延長としまして102メートルを施工するものでございます。

図面の右下段、位置図の下になりますが、今回の工事の標準横断図であり、左側が県道部の推進工の断面図であり、右側は町道部のボックスカルバート工の断面図となり、県道奥松島・松島公園線及び町道磯崎中央線に布設するものでございます。

2ページをお開き願います。

入札結果であります。入札方法は条件付一般競争入札を行ったものであります。

公募したところ、2社から申し込みがあり、第1回目の入札において予定価格に達したもので、奈良建設株式会社仙台支店を請負契約予定者としたものであります。

また、仮契約につきましては、11月14日に締結しております。

なお、工期については、平成31年3月29日までであります。平成31年度に繰り越す予定となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

＝

日程第16 議案第90号 工事請負契約の締結について（提案説明）【高城浜排水
区雨水管渠築造工事】

○議長（阿部幸夫君） 日程第16、議案90号工事委託に関する協定の締結について（提案説明）
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第90号工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約締結につきましては、公共下水道施設災害復旧事業として実施する高城浜排水区雨水管渠築造工事に関するものであり、去る11月8日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、施工延長440メートルの雨水管渠築造工を行うものであります。工期は平成31年3月29日であります。平成31年度に繰り越す予定であります。

なお、詳細につきましては水道事業所長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○町長（櫻井公一君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） それでは、議案第90号工事請負契約の締結につきまして、資料に基づきご説明をさせていただきます。

資料の1ページ、A3の横の資料をお開き願います。

右上段に位置図、左中段に平面図がございますが、赤で着色している部分が今回の施工箇所でありまして、現在、公共下水道施設災害復旧事業にて高城字浜地内で進めております高城浜雨水ポンプ場への雨水管渠の整備工事でございます。

工事概要としましては、左上段に記載しておりますが、雨水管渠築造工として鉄筋コンクリート管工が延長312メートル、自由勾配側溝工が延長128メートル、マンホール工が5基、集水柵工が7基となり、全体延長として440メートルを施工するものでございます。

図面の右下段、位置図の下になりますが、今回の工事の標準横断面図であり、左側が高城浜雨水ポンプ場、パレス松洲側になりますが、そこから一の坊までの区間でございます。この

箇所につきましては鉄筋コンクリート管の断面図となります。右側につきましては、ホテル
壮観側の自由勾配側溝の断面図でございます。

2ページをお開き願います。

入札結果であります、入札方法は条件付一般競争入札を行ったものでございます。

公募したところ、2社から申し込みがありましたが、1社辞退となり、第1回目の入札に
おいて予定価格に達したので、株式会社富士工東日本支店を請負契約予定者としたものでご
ざいます。

また、仮契約につきましては、11月14日に締結しております。

なお、工期につきましては、平成31年3月29日までであります、平成31年度に繰り越す
予定となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第17 議案第91号 平成30年度松島町一般会計補正予算（第4号）につ
いて（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第17、議案第91号平成30年度松島町一般会計補正予算（第4号）に
ついて（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第91号平成30年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げま
す。

今回の補正につきましては、平成30年8月10日付の人事院勧告に鑑みた給与の改定に伴う人
件費等について補正するものであります。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

6ページをお開き願います。

1款議会費1項1目議会費につきましては、人事院勧告に鑑み議員期末手当等を補正するも
のであります。

2款総務費1項11目電子計算費につきましては、マイナンバーカード記載事項の充実を図る
ためのシステム改修経費を補正するものであります。

7ページの19目ふるさと納税費につきましては、ふるさと寄附金収入増に伴い、業務委託料
及び基金積立金を補正するものであります。

8ページにわたります。

4項1目選挙管理委員会費につきましては、宮城県条例制定請求制度により東北電力女川原子力発電所2号機の再稼働の是非を問う県民投票条例制定の直接請求に係る署名簿が選挙管理委員会に対し提出されたことに伴い、署名簿の審査に要する経費について補正するものであります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、国民健康保険特別会計の人件費について精査し、国民健康保険特別会計繰出金を増額するものであります。

9ページの4目国民年金費につきましては、平成31年度から国による年金生活者支援給付金等の制度が導入されるため、システム改修に係る経費について補正するものであります。

5目介護保険対策費につきましては、介護保険特別会計の人件費について精査し、介護保険特別会計繰出金を増額するものであります。

2項2目児童措置費につきましては、児童手当支給に係る扶助費及び平成29年度児童手当の確定に伴う返還金について補正するものであります。

10ページにわたります。

3目保育所費につきましては、入所児童の増加に対応するため、臨時保育士及び保育補助員の賃金について補正するものであります。

6目子育て支援事業費につきましては、施設型給付費の国及び県負担金に係る返還金について補正するものであります。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費につきましては、円滑な保健指導の推進を図るため、臨時保健師を採用したことにより賃金を補正するものであります。

11ページ、2目予防費につきましては、全国的な風疹患者増加に伴い、風疹ワクチン等接種費用補助金の申請が当初見込みを上回ったことから増額するものであります。

13ページをお開き願います。

8款土木費2項3目道路新設改良費につきましては、復興庁との協議が整った町道磯崎・手樽線外道路整備事業の設計に係る経費について補正するものであります。

5項2目公共下水道費につきましては、下水道事業特別会計の人件費及び消費税還付金について精査し補正するものであり、下水道事業特別会計繰出金を減額するものであります。

14ページをお開き願います。

4目自転車等駐車場管理費につきましては、松島駅前駐輪場の改修費用について補正するものであります。

15ページにわたります。

10款教育費 2 項 4 目小学校費学校建設費及び3 項 4 目中学校費学校建設費につきましては、国の補正予算（第 1 号）に伴う町立学校施設空調設備整備事業の設計に係る経費について補正するものであります。

16ページをお開き願います。

6 項 1 目幼稚園費につきましては、私立幼稚園利用者の世帯所得に応じた補助率の確定に伴い、幼稚園就園奨励費を補正するものであります。

歳入につきましては 3 ページをお開き願います。

11款地方交付税 1 項 1 目地方交付税の震災復興特別交付税につきましては、歳出でご説明しました町道磯崎・手樽線外道路整備事業に対するものであります。

15款国庫支出金 1 項 1 目民生費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しました児童手当支給に対するものであります。

2 項 1 目総務費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました基幹系システム番号制度対応システム改修費用に対するものであります。

5 目教育費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました幼稚園就園奨励費に対するものであります。

3 項 2 目民生費委託金につきましては、歳出でご説明しました年金生活者支援給付金等システム改修費用に対するものであります。

4 ページをお開き願います。

16款県支出金 1 項 1 目民生費県負担金につきましては、歳出でご説明しました児童手当支給に対するものであります。

3 項 1 目総務費委託金につきましては、歳出でご説明しました宮城県条例制定請求署名簿審査事務に対するものであります。

18款寄附金 1 項 1 目一般寄附金のふるさと寄附金につきましては、寄附金が当初見込みよりも増となったことにより補正するものであります。

19款繰入金 1 項 3 目介護保険特別会計繰入金につきましては、平成29年度塩釜地区介護認定審査事業の精算金を介護保険特別会計より繰り入れするものであります。

5 ページの 2 項 4 目東日本大震災復興交付金基金繰入金につきましては、歳出でご説明しました町道磯崎・手樽線外道路整備事業に対するものであります。これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。

また、17ページに記載しております地域情報システムリース外10事業について債務負担行為を設定するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長等より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○町長（櫻井公一君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、事項別明細書13ページ、主要事業説明資料1になります。

8款2項3目町道磯崎・手樽線外道路整備事業の補正につきまして説明いたします。

事業につきましては、東日本大震災復興交付金事業である災害公営住宅整備事業員対して事業費の20%で一括配分となる市街地復興効果促進事業で実施するものであります。復興庁に基礎協議を行い、事業を実施しますが、事業全体のうち調査・設計が認められましたので補正するものであります。

A3判の資料をお開きください。

事業箇所につきましては、白萩避難所から県道奥松島・松島公園線のさん直屋前までの区間であります。赤線部分、延長800メートルの路線測量、用地測量、補償調査、道路詳細設計を行うものであります。右下に整備後のイメージ横断図がありますが、現況幅員は3.5メートルから5メートルでありますけれども、4メートルに満たない区間がありますので、4メートルに満たない区間を4メートルまで拡幅する計画であります。

1枚目に戻っていただきまして、事業概要ですが、（1）委託料、調査設計L=800メートルであります。財源内訳であります。財源表中のその他につきましては、東日本大震災復興交付金、一般財源につきましては、震災復興特別交付税の交付対象となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

続きまして、事項別明細書14ページ、主要事業説明資料2になります。

8款5項4目松島駅前駐輪場改修事業の補正につきまして説明いたします。

今回の補正につきましては、先ほど議案85号で説明いたしました松島駅前駐輪場の1階部分を自動車等駐車場に改修する費用を補正するものであります。

事業概要であります。

工事請負費につきましては、1階部分の改修といたしまして自動車駐車場10台、バイク置き場6台、高齢者等優先自転車置き場10台分の設置工事費であります。

役務費、手数料につきましては、建築確認申請手数料であります。

A3判の資料をお開きください。

図面右側が松島駅前が県道となっております。改修計画といたしましては、現在の駐輪場入口とバス停の間にスロープで入口を新設します。駐車場内には、現在自転車用の駐車ラックがありますが、全部はずしまして黄色線により駐車升を設置します。図面中央の大きい升が自動車用駐車升10台分、図面右上がバイク用駐車升6台分、左下、管理室付近が高齢者等優先自転車用10台分であります。

自動車用の駐車升の大きさにつきましては、約幅2.6メートル×長さ5.0メートルと、通常の駐車升とほとんど変わらない大きさです。

また、車で入口に回転灯を設置し、駐車場内は防犯カメラの設置及び消火設備の移設を行うものです。

改修工事につきましては4月から供用開始にあわせまして3月末で完成する予定であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○町長（櫻井公一君） 赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） それでは、教育委員会所管補正予算の説明をいたします。

右肩に3と記載のある主要事業説明資料をごらん願いたいと思います。

事項別明細書につきましては14ページ、15ページになります。

事業名、町立学校空調設備整備事業、小中学校費の学校建設費でございます。

今回の補正につきましては、ことしの夏は災害級の猛暑と言われるほど真夏日が連続し、日本各地で学校行事中に熱中症で倒れる児童・生徒が発生するなど、暑さが社会問題となりました。

また、全国小中学校のエアコン設置率調査につきましては、宮城県の公立小中学校の普通教室の設置率が4%程度、本町におきましても9%程度と、全国的に見ても低い設置率となっております。

地球温暖化の影響もありまして、ことしのような異常気象が次年度以降も続くと予想されております。ことしの暑さが当たり前の時代になってくることを踏まえまして、松島町の子供たちの健康と命を守り、安全な教育環境を確保するため、今回、エアコン整備に向けました実施設計に係る事業費を補正するものでございます。

実施設計箇所につきましては、町内小中学校の普通教室、校長室、職員室の全49室になります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第18 議案第92号 平成30年度松島町国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)について(提案説明)

○議長(阿部幸夫君) 日程第18、議案第92号平成30年度松島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について(提案説明)を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長(櫻井公一君) 議案第92号平成30年度松島町国民健康保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成30年8月10日付の人事院勧告に鑑みた給与の改定に伴う人件費を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(阿部幸夫君) 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第19 議案第93号 平成30年度松島町介護保険特別会計補正予算(第3号)について(提案説明)

○議長(阿部幸夫君) 日程第19、議案第93号平成30年度松島町介護保険特別会計補正予算(第3号)について(提案説明)を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長(櫻井公一君) 議案第93号平成30年度松島町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成30年8月10日付の人事院勧告に鑑みた給与の改定に伴う人件費を補正するもののほか、平成29年度塩釜地区介護認定審査事業負担金の確定による清算金を補正し、一般会計へ繰り出しするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(阿部幸夫君) 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第20 議案第94号 平成30年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算(第2号)について(提案説明)

○議長(阿部幸夫君) 日程第20、議案第94号平成30年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算(第2号)について(提案説明)を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第94号平成30年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成30年8月10日付の人事院勧告に鑑みた給与の改定に伴う人件費を補正するものであります。

歳入につきましては、観瀾亭、松島博物館収蔵品修復事業に対する東日本鉄道文化財団地方文化事業支援助成金が平成30年9月4日付で交付決定したことに伴い補正し、財源を精査し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第21 議案第95号 平成30年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第21、議案第95号平成30年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第95号平成30年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成30年8月10日付の人事院勧告に鑑みた給与の改定に伴う人件費について補正するものであります。

歳入につきましては、消費税還付金の確定に伴い増額するものであり、財源を精査し、一般会計繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第22 議案第96号 平成30年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第22、議案第96号平成30年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第96号平成30年度松島町水道事業会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成30年8月10日付の人事院勧告に鑑みた給与の改定に伴う人件費について補正するものであります。

これにより、水道事業費用の総額を5億7,506万3,000円、資本的支出の総額を5億2,656万円とし、資本的収支不足額の補填財源を減債積立金取崩額1,857万9,000円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,531万4,000円、過年度分損益勘定留保資金3,866万6,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

皆様にお諮りいたします。ただいま提案説明中でございますが、次の議題等がありまして、ここで昼食休憩に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

再開を13時といたします。ご苦労さまでございました。

午前 11時55分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

日程第23 議案第97号 松島町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（阿部幸夫君） 日程第23、議案97号松島町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第97号松島町監査委員の選任につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

現監査委員の丹野和男氏が平成31年2月14日をもって任期満了となりますので、再度丹野和男氏を監査委員に選任することについてご同意を賜りたく、提案申し上げるものであります。

よろしくご審議の上、同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件につきましては、人事案件ですので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

これより議案第97号の採決を行います。

採決の方法につきましては、無記名投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入願います。

なお、白票につきましては、会議規則の規定により否といたします。

投票の準備をさせます。

〔投票準備〕

○議長（阿部幸夫君） 準備ができました。議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（阿部幸夫君） ただいまの出席議員は12名です。

立会人を指名します。

会議規則の規定により、12番高橋幸彦議員、13番色川晴夫議員を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（阿部幸夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（阿部幸夫君） 異状なしと認めます。投票に入ります。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票を願います。

〔点呼、投票〕

○議長（阿部幸夫君） 投票が終わりました。投票漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

12番高橋幸彦議員、13番色川晴夫議員、開票立ち会いをお願いいたします。

それでは、開票してください。

〔開 票〕

○議長（阿部幸夫君） 開票が終わりました。

投票の結果を事務局長より報告させます。

○議会事務局長（千葉義行君） それでは、報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 ゼロ票

有効投票中、

可とする者 12票

否とする者 ゼロ票

以上であります。

○議長（阿部幸夫君） 以上のとおり、賛成全員であります。よって、議案第97号松島町監査委員の選任につき同意を求めることにつきましては、同意することに決定をいたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（阿部幸夫君） 本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会といたします。

再開は12月17日午前10時です。

大変ご苦労さまでございました。

午後1時13分 散 会